

第6期八代市障がい福祉計画 第2期八代市障がい児福祉計画

令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）

令和3年3月

八代市

《 目 次 》

第1章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1 計画策定の趣旨・背景	1
	2 計画の位置づけ	2
	3 計画の期間	2
第2章	計画の基本的方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1 計画の基本理念	3
	2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な 考え方	5
第3章	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の課題整理・・・・・・・・	7
	1 障害福祉サービス	7
	2 障害児通所支援	8
	3 地域生活支援事業	8
第4章	成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	1 福祉施設入所者の地域生活への移行	9
	2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
	3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	10
	4 福祉施設から一般就労への移行等	10
	5 障がい児支援の提供体制の整備等	12
	6 相談支援体制の充実・強化等（新規）	13
第5章	障害福祉サービス及び相談支援等の見込量と方策・・・・・・・・	14
	1 訪問系サービス	14
	2 日中活動系サービス	15
	3 居住系サービス	17
	4 相談支援	18
	5 相談支援体制の充実・強化（新規）	20
	6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの 構築（新規）	20
	7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築（新規）	21

第6章	障害児通所支援及び障害児相談支援等の見込量と方策・・・・・・・・	23
1	障害児通所支援	23
2	障害児相談支援	24
3	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	25
4	発達障がい者等に対する支援	26
5	子ども・子育て支援事業に関する提供体制の整備	27
第7章	地域生活支援事業の見込量と方策・・・・・・・・	28
1	地域生活支援事業の種類	28
2	地域生活支援事業	29
第8章	計画の推進に向けて・・・・・・・・	35
1	計画の推進体制	35
2	計画の進捗管理及び点検・評価	36

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨・背景

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）は、障がいのある人が地域社会において分け隔てられることなく生活することができるよう、共生社会の実現に向けた障害福祉サービスの充実を図るとともに、特定の障がいに限定することなく、発達障がいや難病もその支援の対象として位置づけられています。

また、障害者総合支援法においては、障がいのある人それぞれの生活のしづらさに合わせたサービス利用ができるよう障害支援区分が設けられており、個々の状況に応じた支援を受けることが可能となっています。

このような中、本市では、障害福祉サービスに関する実施計画である八代市障がい福祉計画を平成18年度から策定していますが、平成25年6月公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、障がいのある児童等のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進する障がい児福祉計画を、市町村で策定することが義務付けられたことから、平成30年度から令和2年度までを第1期とする八代市障がい児福祉計画を、八代市障がい福祉計画と一体的に策定しています。

これまでの、第5期八代市障がい福祉計画・第1期八代市障がい児福祉計画の進捗状況及び成果を検証するとともに、ノーマライゼーションの理念の下、自立した日常生活及び社会活動への参加の実現に向けた障がい者（児）福祉の増進を図ることを目的に、第6期八代市障がい福祉計画・第2期八代市障がい児福祉計画を、上位計画である「第4期八代市障がい者計画」を具現化する施策として策定いたします。

2 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者計画（障害者基本法第11条第3項）、地域福祉計画（社会福祉法第107条第1項）、その他の法律に基づく計画であって、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないと定められています。

計画名	障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者計画
根拠法	障害者総合支援法 児童福祉法	障害者基本法
市町村の策定	義務	義務
計画の性格	障害福祉サービス及び障害児通所支援に関する3年間の成果目標やサービスの提供体制確保のための計画	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項及び地域における障がい者の暮らしを支えるための計画
国・県の計画との関係	国の基本指針に則して作成 県は、市町村計画を積み上げる形で、都道府県計画を策定	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定
計画期間	3年間（3年を1期とする）	なし（任意）
策定後の対応	市町村は、遅滞なく都道府県知事に提出	市町村長は、議会に報告するとともにその趣旨を公表

3 計画の期間

◆令和3年度～令和5年度（3年間）

計画	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
八代市障がい者計画				第3期			第4期		
八代市障がい福祉計画				第5期		第6期		第7期	
八代市障がい児福祉計画				第1期		第2期		第3期	

第2章 計画の基本的方針

1 計画の基本理念

障がいのある人及び障がいのある児童（以下「障がいのある人等」という。）の、自立と社会参加を基本とする障害者総合支援法及び児童の心身の健やかな成長や自立が図られることを基本とする児童福祉法の理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、計画の策定及び推進を図ります。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）、並びに、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の整備を推進します。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者である18歳以上の者並びに障がい児とし、障がいのある人等が身近なところで必要なサービスを受けることのできる体制整備を推進します。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等の課題に対応した関係機関の体制を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくりやインフォーマルサービス（※1）の提供など、地域の社会資源を活用した基盤整備を推進します。

（※1）インフォーマルサービス

自助、互助などの近隣や地域社会の援助に加え、民間やボランティア等の非公式な援助活動のこと

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで孤立せずその人らしい生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童の健やかな育成を支援するため、身近なところで、質の高い専門的な発達支援を受けることのできる体制の整備を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保（新規）

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、就労支援セミナー等の開催や多職種間の連携を推進するなど、関係機関による情報共有等に努めます。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組（新規）

障がいのある人等が文化や芸術、スポーツに親しむことで、それぞれの個性や能力を伸ばし豊かな生活を実現できるような取組を推進します。また、意思疎通支援者の派遣等により、多様な社会参加や交流活動の振興に努めます。

2 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたっては、計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して成果目標を設定し、サービス提供体制の充実を図ります。

① 訪問系サービスの充実

障がいのある人の地域での生活を支援するうえで基本となる訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等）の必要なサービス量を確保するとともに、個々のニーズに応じたサービス提供体制の充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の希望や状況に応じた支援ができるよう、日中活動の場の提供や訓練を実施し、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の充実を図ります。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の充実を図るとともに、自立訓練や自立生活援助等の事業推進により、施設入所や長期入院からの地域生活への移行を推進します。

また、地域生活支援の機能をさらに強化するため、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援や就労定着支援等の事業の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行等を進めるとともに、関係機関等との連携により、就職後の職場定着を支援します。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画について、利用者数の増加等に応じた相談支援体制の確保を図るとともに、障害福祉サービス事業所等と連携しての相談支援業務の効率化を図ります。

また、これらの取り組みを効果的に進めるため、八代市障がい者支援協議会（※2）各専門部会の多様な活動を通じ、相談支援体制等の後方支援を図ります。

（※2）八代市障がい者支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果す協議の場

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がいのある児童や医療的ケアの必要な児童について、児童福祉法に基づく専門的な支援や短期入所等の障害福祉サービスを確保するとともに、教育・保育等の関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校教育法に基づく就学期間まで、その家族も効果的な支援を身近な地域で受けられるよう、提供体制の構築を図ります。

第3章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の課題整理

前期計画期間における障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績や、第4期八代市障がい者計画策定に関するアンケート及び本計画策定に関する事業所アンケートの結果から、本市における障害福祉サービス等の課題を整理しました。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 等）

訪問系サービスの中で、最もサービス利用が多い居宅介護については、利用人数、利用時間ともに減少傾向にあります。障がいのある人の自立に向け、必要なサービスの利用が制限されることがないように、ニーズに応じたサービス提供体制を確保するとともに、適切なサービス利用を促進する必要があります。

(2) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 等）

生活介護、就労継続支援（A型・B型）においては、障がいのある人の就労意欲の向上や事業所整備が進んだこともあり、利用人数、利用時間ともに増加傾向にあります。中でも、就労継続支援B型の利用については、障がいのある人の高齢化や身体機能の低下により、A型等からB型へ移行することで利用の増加が顕著となっています。そのため、事業所アンケートにおいても、新規開設や定員拡充を希望する事業所がみられる状況です。

一方で、療養介護については、受入人数（病床数）に限りがあることから、利用のニーズはあってもサービス利用に繋がらないことがあります。また、短期入所も受入人数（床数）に限りがあることや、在宅で一人暮らしの障がいのある人の場合、国が示す利用者の要件（レスパイト）に該当しないため、ニーズはあるものの利用できない現状となっています。

(3) 居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援 等）

共同生活援助（グループホーム）については、施設入所や長期入院等からの地域移行における生活の場として重要なサービスであり、障がいのある人自身の生活力の向上等を目的としての重要な受け皿となっています。

知的障がい者、精神障がい者の利用が増加している中、利用者の高齢化に伴い支援ニーズが複雑化している状況もあり、医療機関等との連携が必要となっています。

また、施設入所支援については、依然として利用ニーズも高く、待機者が存在しています。

(4) 相談支援

相談支援については、計画相談支援専門員の確保が難しいことがアンケートからも指摘されています。そのため、サービス利用開始までに時間がかかる場合があります。

また、相談ケースも複雑化・多様化する中で増加傾向にあることから、1件当りに要する時間も長期化する場合もあるなど、相談窓口等の拡充等が求められています。

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 等

児童発達支援については、サービス利用人数、利用時間ともに、やや減少傾向にありますが、早期療育の観点から重要性が高い事業となっています。また、放課後等デイサービスについては、サービス利用人数、利用時間ともに増加傾向にあります。

いずれのサービスも、支給量の増加（利用日数の増加）を求める意見が、障がいのある児童等の保護者や事業所から寄せられています。

その求めに対応するには、事業所において、人材の確保や、サービス提供の質を確保するための人材育成の機会を確保することが重要です。

また、保護者への支援として、障がいのある児童等に対する家庭内での関わり方や効果的な支援の方法などについて、関係機関との連携により、学びの機会を整える必要があります。

(2) 障害児相談支援

相談支援については、計画相談支援専門員の確保が難しいことがアンケートからも指摘されています。そのため、サービス利用開始までに時間がかかる場合があります。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業については、概ね計画どおりに推移しています。

今後も、八代市障がい者支援協議会等を活用し、ニーズの把握や、新たなサービスの検討等を行う必要があります。

第4章 成果目標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等への課題に対応するため、以下に掲げる事項について成果目標を設定します。

なお、成果目標は、国の基本指針を踏まえるとともに、前期計画の実績及び地域の実情等を勘案し設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人等の地域移行を進めていく上では、地域での受け皿となるバリアフリー対応等の安全なグループホームの設置や短期入所事業所の増加、日中の居場所や就労先の確保をはじめ、相談支援機能の充実、地域での生活を体験する機会や場の創出等の幅広い支援が必要です。

項目	目標	内容
① 地域生活移行者数(※3)	令和5年度末までに 16人	<p>【国の基本指針】 令和元年度末の福祉施設入所者のうち、地域生活へ移行する人の割合6.0%以上に前期計画での未達成の割合を加える。</p> <p>【八代市における目標設定根拠】 令和元年度末の福祉施設入所者(196人)のうち、6.0%以上の人地域生活へ移行し、前期計画での未達成と見込まれる割合を加える。 196人×6.0%以上=12人 *前期計画での未達成の割合の見込数=4人</p>
② 福祉施設入所者数(※4)の減少	令和5年度末までに 4人	<p>【国の基本指針】 令和元年度末の福祉施設入所者数から削減する人の割合1.6%以上削減に前期計画での未達成の割合を加える。</p> <p>【八代市における目標設定根拠】 令和元年度末の福祉施設入所者(196人)から、1.6%以上減少を目指す。 196人×1.6%以上=4人 *前期計画では達成済</p>

(※3) 地域生活移行者数

一般住宅やグループホーム等に生活の場所を移した人数

(※4) 福祉施設入所者数

障害福祉サービスのうち「施設入所支援」を利用している人数

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共存できる社会の実現に向けた取組の推進が必要です。

項目	目標	内容
熊本県が実施します	なし	【国の基本指針】 ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ・精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市における地域生活支援拠点等は、八代圏域において、面的機能の充実を図ります。

項目	目標	内容
地域生活支援拠点等(※5)の運営状況の検証・検討	毎年度1回	【国の基本指針】 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域(※6)に1箇所以上を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証・検討する。 【八代市における目標設定根拠】 毎年度、八代市障がい者支援協議会において、運用状況を検証・検討する。

(※5) 地域生活支援拠点等：相談、体験の機会、緊急時の対応等、地域での生活を支援する拠点。

(※6) 各圏域：八代市と氷川町の1市1町

4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行においては、就労移行支援事業の利用者数が減少傾向にあります。事業の認知度は高まっていることから、事業所のノウハウを活用し、今後の利用者数の増加を図ります。

一方で、受け入れ先企業の確保、障がいへの理解や障がい特性に応じた業務内容、短時間労働など、障がいのある人が働きやすい職場環境の充実が必要となっています。

項 目	目 標	内 容
① 福祉施設から一般就労への移行者（※7）数	令和5年度中に 21人	<p>【国の基本指針】 福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する人数 令和元年度の移行実績の1.27倍以上に前期計画での未達成の割合を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのうち、就労移行支援事業については、令和元年度の移行実績の1.30倍以上 ・就労継続支援（A型・B型）については、令和元年度の移行実績の <ul style="list-style-type: none"> A型：概ね1.26倍以上 B型：概ね1.23倍以上 <p>【八代市における目標設定根拠】 福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行する人数 令和元年度の移行実績（10人）の1.27倍以上 $10人 \times 1.27 \text{倍以上} = 14人$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのうち、就労移行支援事業については、令和元年度の移行実績（6人）の1.30倍以上 $6人 \times 1.30 \text{倍以上} = 8人$ ・就労継続支援A型及びB型については、令和元年度の移行実績（2人）の <ul style="list-style-type: none"> A型：2人 $\times 1.26 \text{倍以上} = 3人$ B型：2人 $\times 1.23 \text{倍以上} = 3人$ ・前期計画での未達成 7人
② 就労定着支援事業の利用者数	令和5年度末までに 10人	<p>【国の基本指針】 令和5年度において、就労移行支援事業等（※8）を通じて、一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の割合 7割以上</p> <p>【八代市における目標設定根拠】 令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を14人と見込み、そのうち就労定着支援事業を利用する人の割合を7割と見込む $14人 \times 7 \text{割} = 10人$</p>

③ 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	令和5年度末までに 1箇所	<p>【国の基本指針】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合 7割以上</p> <p>【八代市における目標設定根拠】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を7割以上とする。</p> <p>なお、令和3年3月1日時点で、就労定着支援事業に取り組む事業所は、市内に1箇所</p>
-------------------------	------------------	---

(※7) 一般就労への移行

企業等に就職した者をいう。(就労継続支援A型利用者を除く)

(※8) 就労移行支援事業等

障害福祉サービスのうち「生活介護」「就労継続支援A・B型」等をいう。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童等の発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援が必要であり、本市においては、児童発達支援センターを地域における障がいのある児童等への支援の拠点と位置付け、保健、医療、保育、教育等の関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

項目	目標	内容
① 児童発達支援センターの設置	設置済	<p>【国の基本指針】 令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1箇所設置する。</p> <p>【八代市の状況】 八代圏域において設置済。</p>
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済	<p>【国の基本指針】 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</p> <p>【八代市の状況】 八代圏域において構築済。</p>
③ 重症心身障害児を支援する体制の確保	確保済	<p>【国の基本指針】 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所確保する。</p> <p>【八代市の状況】 八代圏域において確保済。</p>

<p>④ 医療的ケア児を支援するための協議の場を設置及びコーディネーターの配置</p>	<p>令和5年度末までに 1名配置</p>	<p>【国の基本指針】 令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。</p> <p>【八代市の状況】 協議の場は設置しており、今後は協議の場の充実に努める。 コーディネーターについては、令和5年度末までに1名配置する。</p>
---	---------------------------	---

6 相談支援体制の充実・強化等（新規）

本市においては、基幹相談支援センターが未整備であることから、障がい福祉に関する総合的な相談については、一般相談支援事業所が担っている状況にあります。八代市障がい者支援協議会や地域の障害福祉サービス事業所等との連携を進めながら、本市の実情に応じた支援体制の充実・強化を図ります。

項目	目標	内容
<p>基幹相談支援センターの設置</p>	<p>令和5年度末までに 1箇所設置</p>	<p>【国の基本指針】 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。</p> <p>【八代市における目標設定根拠】 令和5年度末までに、本市単独又は圏域で、基幹相談支援センターを設置する。</p>

第5章 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量と方策

障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスは、日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」で構成されており、在宅生活を支える「訪問系サービス」、日中の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、住まいの場や夜間における支援を提供する「居住系サービス」に分けられます。

1 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容	利用可能な障害支援区分
居宅介護	<身体介護> ・自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。 <家事援助> ・自宅で、調理、洗濯、買い物等の家事等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・区分1以上
重度訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援等を総合的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分4以上で、一定の条件に該当する人
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいにより外出が困難な人に対して、外出する際に必要な移動援助や視覚的情報の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護に関する調査で必要性が認められる人
重度障害者等包括支援	<ul style="list-style-type: none"> ・常に介護が必要な人であって、特に必要性が高いと認められる人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分6で、一定の条件に該当する人
行動援護	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいや精神障がいにより、一人での行動が困難で常に介護が必要な人に、行動する際に必要な介助や外出支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分3以上で、一定の条件に該当する人

【見込量算出の考え方】

これまでの支給決定者数及び利用者数の推移を基に利用人数を見込み、利用人数に一人当たりの平均利用時間を乗じて見込量を算定しています。

【見込量確保の方策】

居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスは、障がいのある人等の在宅生活を支える上で中心的な役割を担うものであり、重度化・高齢化する障がいのある人等の多様な支援ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、介護保険優先の原則においても、個別の事情を勘案し、障がいのある人等の生活に支障がないよう柔軟な利用に向けた調整を図ります。

■訪問系サービスの実績と見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
居宅介護	利用人数(人)	89	79	76	75	75	75
	見込量(時間)	885	839	818	783	783	783
重度訪問介護	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	見込量(時間)	4	5	18	9	9	9
同行援護	利用人数(人)	29	28	27	27	27	27
	見込量(時間)	129	147	150	137	137	137
重度障害者等包括支援	利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
	見込量(時間)	0	0	0	150	150	150
行動援護	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	見込量(時間)	4	4	2	4	4	4

※利用人数(人)は、月間の平均利用人数(実利用者数)

※見込量(時間)は、月間のサービス提供時間

2 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容	利用可能な障害支援区分
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 区分3(施設入所者は、区分4)以上 50歳以上は、区分2(施設入所者は区分3)以上
自立訓練	<p><機能訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> 身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 対象者：身体障がい者 <p><生活訓練></p> <ul style="list-style-type: none"> 生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 対象者：知的障がい者、精神障がい者 	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分は問いません。

	<p><宿泊型></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や休日に居室等の設備を使い、家事等の日常生活能力向上の訓練を行います。 <p>対象者：身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び難病患者</p>	
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労を希望する人に、一定の期間において、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分は問いません。
就労継続支援 (A型・B型)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。 <p>雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばずに利用する「B型」があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分は問いません。
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練、就労移行支援等を利用して、通常の事業所での就労継続を図るため、企業、サービス事業所との連絡調整や日常生活等の相談・助言等を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害支援区分は問いません。
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分5以上で、一定の条件に該当する人
短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅で介護を行う人が病気等の場合に、短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区分1以上

【見込量算出の考え方】

これまでの支給決定者数や利用者数の推移及び施設入所等からの地域移行、特別支援学校等からの進路動向や新規事業所の開設等を勘案したうえで利用人数を見込み、その利用人数に一人当たりの平均利用日数を乗じて見込量を算定しています。

【見込量確保の方策】

日中活動系サービスは、障がいのある人等の日中の居場所づくりや就労など、地域での自立した日常生活を送るために欠かせない事業です。今後は、地域移行の進展に伴い、利用のニーズは一層高まることが予想され、多様な利用者ニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

特に就労支援においては、利用者に支払う工賃や安定的な仕事量の確保が不可欠であり、本市では引き続き、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会の拡大を図るとともに、障がい者就労支援セミナー等を通じて、障がい者理解の促進や障が

い特性に配慮した雇用の場の確保についての啓発等を行い、雇用の定着を支援します。

また、八代市障がい者支援協議会、地域の団体、企業等との連携を図り、雇用促進等に努めます。

なお、短期入所については、緊急時に対応できるよう市内事業所と対策を検討します。

■日中活動系サービスの実績と見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
生活介護	利用人数(人)	374	388	391	412	423	467
	見込量(人日)	6,778	6,983	7,370	7,543	7,745	8,550
自立訓練 (機能)	利用人数(人)	2	2	1	2	2	2
	見込量(人日)	35	19	8	23	23	23
自立訓練 (生活)	利用人数(人)	22	24	29	30	30	30
	見込量(人日)	336	356	445	454	454	454
就労移行支 援	利用人数(人)	26	19	19	20	20	20
	見込量(人日)	467	345	313	350	350	350
就労継続 (A型)	利用人数(人)	256	255	253	260	265	293
	見込量(人日)	6,211	5,713	5,647	5,977	6,092	6,736
就労継続 (B型)	利用人数(人)	253	270	272	358	385	412
	見込量(人日)	4,837	4,862	4,893	6,572	7,068	7,564
就労定着	利用人数(人)	1	2	2	3	3	4
療養介護	利用人数(人)	61	58	59	60	60	60
短期入所 (福祉)	利用人数(人)	33	37	33	35	35	35
	見込量(人日)	150	161	155	158	158	158
短期入所 (医療)	利用人数(人)	7	7	2	5	5	5
	見込量(人日)	40	36	9	25	25	25

※利用人数(人)は、月間の平均利用人数(実利用者数)

※見込量(人日)は、「月間の平均利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

3 居住系サービス

サービス名	サービスの内容	利用可能な障害支援区分
共同生活援助 (グループホーム)	・共同生活の場で、相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	・サービス内容により、区分が必要な場合があります。
施設入所支援	・施設入所の人に、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。	・区分4(50歳以上は区分3)以上の人
自立生活援助	・自宅で日常生活を営むための訪問や相談等の環境整備に必要な援助を行います。	・障害支援区分は問いません。

【見込量算出の考え方】

共同生活援助については、これまでの利用者数の推移及び入所・入院からの地域移行並びに利用者ニーズと新規事業所の開設等を勘案し、利用人数を見込んでいます。施設入所については、待機者がいる状況にありますが、国の指針にある「施設入所者の地域生活への移行」「福祉施設入所者数の削減」の成果目標を勘案し利用人数を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

共同生活援助は、障がいのある人等の地域での安心した暮らしや自立を支えるための重要なサービスであり、今後は、施設入所や長期入院等からの地域移行における重要な受け皿となるグループホームの役割は大きく、新規参入の意向がある事業者も多く見られます。

このため、施設整備の促進を図るなど、利用ニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

また、施設入所支援については、地域生活への移行等もあり入所者数は減少傾向にありますが、施設入所のニーズは依然として高い状況にあることから、利用ニーズにあったサービスが提供されるよう事業所の確保に努めます。

■居住系サービスの実績と見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
共同生活援助	利用人数（人）	211	218	229	235	240	245
施設入所支援	利用人数（人）	201	196	194	189	184	180
自立生活援助	利用人数（人）	0	0	0	1	1	1

※利用人数（人）は、月間の平均利用人数（実利用者数）

4 相談支援

サービス名	サービスの内容	利用可能な障害支援区分
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 支給決定の前に、障がいのある人、または、障がいのある児童等が対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画（案）を作成します。（サービス利用支援） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害支援区分は問いません。

	また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直し（モニタリング）、サービス提供事業所との連絡調整、支給決定や支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。（継続サービス利用支援）	
地域移行支援	・障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または、精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。	・障害支援区分は問いません。
地域定着支援	・自宅で、単身等で生活する障がいのある人に、夜間を含む緊急時における連絡体制を確保し、緊急時における相談その他必要な支援を行います。	・障害支援区分は問いません。

【見込量算出の考え方】

これまでの利用者数の推移、新規利用者数及び新規事業所の開設などを勘案し、利用人数を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

専門的な支援による適切なサービス利用につながるよう、相談支援事業所の確保を行うとともに、計画相談の必要性を啓発し、サービス等利用計画の利用促進を図ります。

また、個々のニーズに応じた適切なサービス等利用計画等の作成につなげるため、各種研修の受講を促し、相談員の質の向上を図ります。

■相談支援等の実績と見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
計画相談支援	利用人数（人）	172	168	191	180	180	180
地域移行支援	利用人数（人）	0	0	1	2	3	4
地域定着支援	利用人数（人）	0	0	2	2	3	3

※利用人数（人）は、月間の平均利用人数（実利用者数）

5 相談支援体制の充実・強化（新規）

【見込量算出の考え方】

令和5年度整備予定の基幹相談支援センターによる八代圏域での活動件数等を見込んでいます。

【見込み量確保の方策】

指定特定相談支援事業者と新たに整備する基幹相談支援センターとの連携や、相談支援業務の効率化等を勘案し、必要な見込量の確保を図ります。

■相談支援体制の充実・強化等の活動指標

活動指標	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援の実施（有無）				無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）				0	0	11
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数（件）				0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）				0	0	1

6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）

【見込量算出の考え方】

精神障がい者の地域移行サービスについては、市内精神科4病院と指定特定相談支援事業所（地域移行等に取り組む事業所：4事業所）等が参画する八代市障がい者支援協議会地域移行支援部会による活動において、長期入院患者等の地域移行を目指し取り組みます。

また、精神障がいにも対応した関係機関による協議の場については、八代市障がい者支援協議会（全体会）において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を検討します。

【見込み量確保の方策】

八代市障がい者支援協議会及び地域移行支援部会において、これまで同様に、医療、保健、相談等の関係機関が連携し、地域生活への段階的な移行やシステム構築を図ります。

■精神障がい者の地域移行サービスの見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
地域移行支援	利用人数				1	1	2
地域定着支援	利用人数				1	1	2
共同生活援助	利用人数				2	2	2
自立生活援助	利用人数				1	1	1

※利用人数（人）は、月間の平均利用人数（実利用者数）

■精神障がいにも対応した関係機関による協議の場における見込量

活動指標	第5期実績			第6期見込量		
	H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数				2	2	2
保健、医療、福祉、当事者等の関係者ごとの参加人数				22	22	22
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数				1	1	1

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

項目	目標	内容
① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	令和5年度末までに 6人	【国の基本指針】 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市町村職員を参加させ、障害者総合支援法等の具体的内容を理解する。

		<p>【八代市における目標設定根拠】 各年度において、県が実施する研修等へ参加し、職員の質の向上とスキルアップを図る。</p>
<p>② 障害者自立支援 審査支払等システムによる審査 結果の共有</p>	<p>毎年度 1回実施</p>	<p>【国の基本指針】 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築するとともに、情報の共有を図る。</p> <p>【八代市の考え方】 障害福祉サービス請求内容審査システムの活用により、給付の適正化を図る。また、必要に応じ、関係自治体等と情報の共有を図る。</p>

第6章 障害児通所支援及び相談支援等の見込量と方策

児童福祉法に基づき、障がいのある児童等を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流などを支援する事業や医療的ケアを必要とする児童への支援、それらの支援の利用を援助する障害児相談支援を行うものです。

1 障害児通所支援

サービス名	サービスの内容	対象児童
児童発達支援	・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	・未就学の障がいのある児童等
医療型児童発達支援	・運動機能の遅れに対し、医学的な訓練を中心とした支援を行います。	・医学的管理が必要な未就学の障がいのある児童
放課後等デイサービス	・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	・就学している障がいのある児童等
保育所等訪問支援	・他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	・就学・就園している障がいのある児童等
居宅訪問型児童発達支援	・重度の障がい等のため、障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児等の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。	・18歳未満の障がいのある児童

【見込量算出の考え方】

これまでの支給決定者数及び利用者数の推移、新規事業所の開設などを勘案し、利用人数を見込み、その利用人数に一人当たりの平均利用日数を乗じて見込量を算定しています。

【見込量確保の方策】

障がいのある児童等の就学前から卒業後の進路まで、一貫した切れ目のない支援を行う必要があります。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、サービス提供体制の充実が求められています。

なかでも、児童発達支援センターは、地域における中核的な機関として、関係機関と連携を図りながら、専門性の高いきめ細やかな療育支援サービスを提供しており、今後のニーズの高まりからも、さらなる機能の充実を図ります。

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、児童福祉法の改正により、多様な事業者の参入が可能となったことを受け量的な拡大が図られましたが、今後はサービスの質の確保

に努めながら、増加する利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

また、保育所等訪問支援については、事業の周知に努め、利用ニーズに応じたサービス提供体制を確保します。

■障害児通所支援の見込量

サービス	単位	第1期実績			第2期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
児童発達支援	利用人数(人)	207	195	170	170	180	190
	見込量(人日)	1,008	901	833	850	900	950
放課後等デイサービス	利用人数(人)	522	561	580	600	620	640
	見込量(人日)	2,623	2,825	3,014	3,180	3,286	3,392
保育所等訪問支援	利用人数(人)	7	5	3	5	6	7
	見込量(人日)	10	6	4	10	12	14
医療型児童発達支援	利用人数(人)	1	1	1	1	1	1
	見込量(人日)	4	2	1	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
	見込量(人日)	0	0	0	5	5	5

※利用人数(人)は、月間の平均利用人数(実利用者数)

※見込量(人日)は、「月間の平均利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」

2 障害児相談支援

サービス名	サービスの内容	対象児童
障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> サービス支給決定の前に、障がいのある児童等が対象となる児童発達支援等を適切に利用できるよう、心身の状況や生活環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し、サービス利用計画(案)を作成します。(サービス利用支援) また、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証や計画の見直し(モニタリング)、サービス提供事業所等との連絡調整、支給決定や支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。(継続サービス利用支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の障がいのある児童等

【見込量算出の考え方】

これまでの利用者数の推移、新規利用者数及び新規事業所の開設等を勘案し、利用人数を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

障がいのある児童等の特性に応じた包括的で一貫性のある支援が受けられるよう、保健、医療、障害児通所支援事業所、保育、教育等が連携を図るとともに、適切な支援が提供されるようサービスの確保に努めます。

■障害児相談支援の見込量

サービス	単位	第1期実績			第2期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
障害児 相談支援	利用人数（人）	139	123	148	140	145	150

※利用人数（人）は、月間の平均利用人数（実利用者数）

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

本市においては、「医療的ケア児を支援するための関係機関の協議の場の設置」については、既に八代市障がい者支援協議会に「医療的ケア児を支援するための検討部会」を設置しています。さらに一層の支援の充実を図るため、地域における関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

【見込量算出の考え方】

医療的ケア児に対する関連分野の総合的な調整を行うため、コーディネーターとして養成された専門員（研修修了者）等を配置します。

【見込量確保の方策】

コーディネーターとしての知識・経験等を有した人材を確保するため、県等が実施する研修等の受講に努めます。

■コーディネーター配置の見込量

名称	単位	第1期実績			第2期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
コーディネーター	配置人数	0	0	0	0	0	1

※コーディネーターの役割

- ・ 病院（新生児集中治療室）に入院中から退院後の在宅生活を見据え、医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた退院支援。
- ・ 医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえたうえで、個々の発達段階に応じた支援。

- ・家族支援を含めた医療的ケア児の「育ち」や「暮らし」を多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援。
- ・地域で医療的ケア児の育ちを保障するため、協議の場を活用した社会資源の開発・改善。

4 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者及びその家族等への支援が重要であることから、発達障がいの特性を理解し、必要な知識や支援方法を身につけるための支援体制の充実を図ります。

【見込量算出の考え方】

ペアレントプログラムの受講等やペアレントメンターに適した人材の育成等となるよう、事業実施主体等としての取組や、関係機関との連携強化及び調整等を図ります。

見込量の算出については、障害児通所支援等の利用人数が増加傾向にあることから、児童発達支援等の事業所による療育だけでなく、家庭での関わり方を学ぶことでの親子療育に繋がるよう、定量的な受講人数等を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

熊本県南部発達障がい者支援センター等と連携しての人材育成や確保に努めます。

■ペアレントプログラム等の受講人数等の実績と見込量

名称	単位	第1期実績			第2期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
ペアレントプログラム(※9)等の受講人数	受講人数				6	6	6
ペアレントメンター(※10)の人数	登録人数				3	3	3

(※9) ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者だけでなく、さまざまな悩みを持つ多くの保護者に有効とされています。

(※10) ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。メンターは、同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

5 子ども・子育て支援事業に関する提供体制の整備

子ども・子育て支援事業の利用を必要とする障がいのある児童等にとって、保護者の希望に沿った利用ができるよう、関係部署及び関係機関との連携強化・調整等を図ります。

【見込量算出の考え方】

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がいのある児童等の受入人数については、これまでの受入人数の推移や療育手帳等の取得状況等を勘案し見込んでいます。

【見込量確保の方策】

障害児通所支援事業のメニューの一つである、保育所等訪問支援による障がいのある児童等の保育所等での受入れ促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により、障がいのある児童等の支援の体制づくりに取り組むとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

■保育所等における障がいのある児童等の受入人数の実績と見込量

名称	単位	第1期実績			第2期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
保育所	受入人数	117	113	111	111	109	109
認定こども園	受入人数	20	23	21	21	21	21
放課後児童健全育成事業	受入人数	81	94	116	113	122	132

※保育所には、認可外保育所は含みません。

第7章 地域生活支援事業の見込量と方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条の規定に基づき、障がいのある人等の地域における自立した日常生活や社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態により、市町村が実施主体となって取り組むものです。

なお、この事業は、必須事業と任意事業により構成されています。

1 地域生活支援事業の種類

必須事業	任意事業
(1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 相談支援事業 ・基幹相談支援センター等機能強化事業 (3) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 (4) 意思疎通支援事業 ① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業 ② 庁舎手話奉仕員設置事業 ③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (5) 日常生活用具給付等事業 (6) 手話奉仕員養成研修事業 (7) 移動支援事業 (8) 地域活動支援センター機能強化事業	(9) 日常生活支援 ① 福祉ホーム運営事業 ② 訪問入浴サービス事業 ③ 日中一時支援事業 ・日中短期入所 ・障がい児タイムケア (10) 社会参加支援 ① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 ② 点字・声の広報等発行事業 ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

2 地域生活支援事業

【見込量算出の考え方】

これまでの実績を勘案し、利用人数等を見込んでいます。

【見込量確保の方策】

障がいのある人の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、事業の継続及び地域の実情に応じた見直しを図るとともに、新たなサービスについて検討を行うなど、地域生活支援事業の充実に努めます。

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいのある人の就労の機会を確保するため、関係機関との連携を図りながら、就労支援セミナー等を開催し、障がいへの理解を深めるとともに、就労の機会の確保を図ります。

■就労支援セミナー等の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就労支援 セミナー等	回数	1	1	0	1	1	1

*R2は、新型コロナウイルス感染症予防の観点から開催を中止しています。

(2) 相談支援事業（必須事業）

障がいのある人等の福祉に関する問題などの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

また、基幹相談支援センターを整備し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の推進を図るとともに、各相談支援事業所間の連携・機能促進を図ります。さらには、サービス提供事業所や行政機関等と連携し体制の構築を図ります。

■相談支援事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
相談支援事業	箇所	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)	3(2)
基幹相談支援 センター	箇所				0	0	1(1)

※箇所は、八代圏域での見込み数 ※（ ）は、八代市内の見込み数

(3) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の申立に要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するなど、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）の制定を受け、本市では、八代市成年後見制度利用促進計画を定めています。今後、この制度の利用増加も見込まれることから、成年後見人等の確保を図るため、法人に対しての後方支援を行います。

■ 成年後見制度利用支援事業等の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
利用支援事業	年間の 実利用 人数	0	1	2	4	5	6
法人後見 支援事業	年間の 実利用 人数	0	0	0	1	1	1

(4) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚、言語、音声、その他の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がいのある人を対象に、意思疎通支援者を派遣します。また、市役所内に手話奉仕員を配置し、案内や手続きの支援を行います。

■ 意思疎通支援事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
手話奉仕員 要約筆記者 派遣事業	年間の 延人数	659	631	614	640	640	640
庁舎手話奉仕 員設置事業	設置の 有無	有	有	有	有	有	有
失語症者向け 意思疎通支援 者派遣事業	年間の 延人数			6	12	24	36

(5) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

日常生活を営むことに著しく支障のある障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具の給付や貸与、住宅改修費を給付します。

■日常生活用具給付等事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
介護・訓練 支援用具	年間の 延件数	6	6	8	6	6	6
自立生活 支援用具	年間の 延件数	12	12	17	11	11	11
在宅療養等 支援用具	年間の 延件数	19	11	21	16	16	16
排せつ管理 支援用具	年間の 延件数	2,588	2,617	2,572	2,578	2,578	2,578
居宅生活 動作援助	年間の 延件数	1	3	2	2	2	2
情報・意思 疎通支援 用具	年間の 延件数	63	73	55	65	65	65

(6) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がいのある人等の社会参加の促進を図るため、手話で日常会話を行うために必要なスキルを有する手話奉仕員を養成します。

■手話奉仕員養成研修事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
手話奉仕員 養成研修 事業	年間の 受講 人数	15	6	開催なし	10	10	10

(7) 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、地域生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を支援します。

■移動支援事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
移動支援事業	年間の登録人数	10	11	12	13	14	15

(8) 地域活動支援センター機能強化事業（必須事業）

障がいのある人の就労、創作的活動及び生産活動の機会の提供、自立した生活に必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進等の便宜を供与するなど地域の実情に応じた支援を行い、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

（機能強化事業）

- ・Ⅰ型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発等の事業を実施します。
- ・Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
- ・Ⅲ型：安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を実施します。

■地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込量

サービス	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	4	4	4	4	4	4
	年間の登録人数	428	440	450	450	450	450

(9) 日常生活支援（任意事業）

① 福祉ホーム運営事業

住居を必要としている人に対して、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

■福祉ホーム事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
福祉ホーム事業	年間の登録人数	7	7	7	7	7	7

② 訪問入浴サービス事業

自宅で寝たきり等のため、入浴が困難な障がいのある人に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

■訪問入浴サービス事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
訪問入浴サービス事業	年間の登録人数	4	4	5	5	6	7

③ 日中一時支援事業

ア 日中短期入所

介護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが困難となる障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

イ 障がい児タイムケア

障がいのある小中高生が特別支援学校等の下校時に活動する場を確保するとともに、保護者の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ります。

■日中一時支援事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
日中短期入所	年間の延利用回数	617	506	348	350	450	450

日中短期 入所 (宿泊)	年間の 延利用回 数				60	60	60
障がい児 タイムケ ア	年間の 延利用回 数	10,604	9,849	9,948	10,000	10,000	10,000

(10) 社会参加支援(任意事業)

① スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会を開催します。

② 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳、音訳、その他わかりやすい方法により、市の広報紙等、地域生活を営むうえで、必要度の高い情報を定期的に提供します。

③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人の就労等の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

また、障がいのある人が自立した生活、社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、必要な経費の一部を助成します。

■社会参加支援事業の実績と見込量

名称	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30	R1	R2見込	R3	R4	R5
障がい者 スポーツ大会	開催の 有無	無	有	無	有	有	有
点字・声の広 報等発行事業	発行の 有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免 許取得・改造 助成事業	年間の 助成金 支給者数	3	2	2	3	3	3

*障がい者スポーツ大会のH30は台風接近のため、R2見込は新型コロナウイルス感染症予防のため開催を中止しています。

第8章 計画の推進に向けて

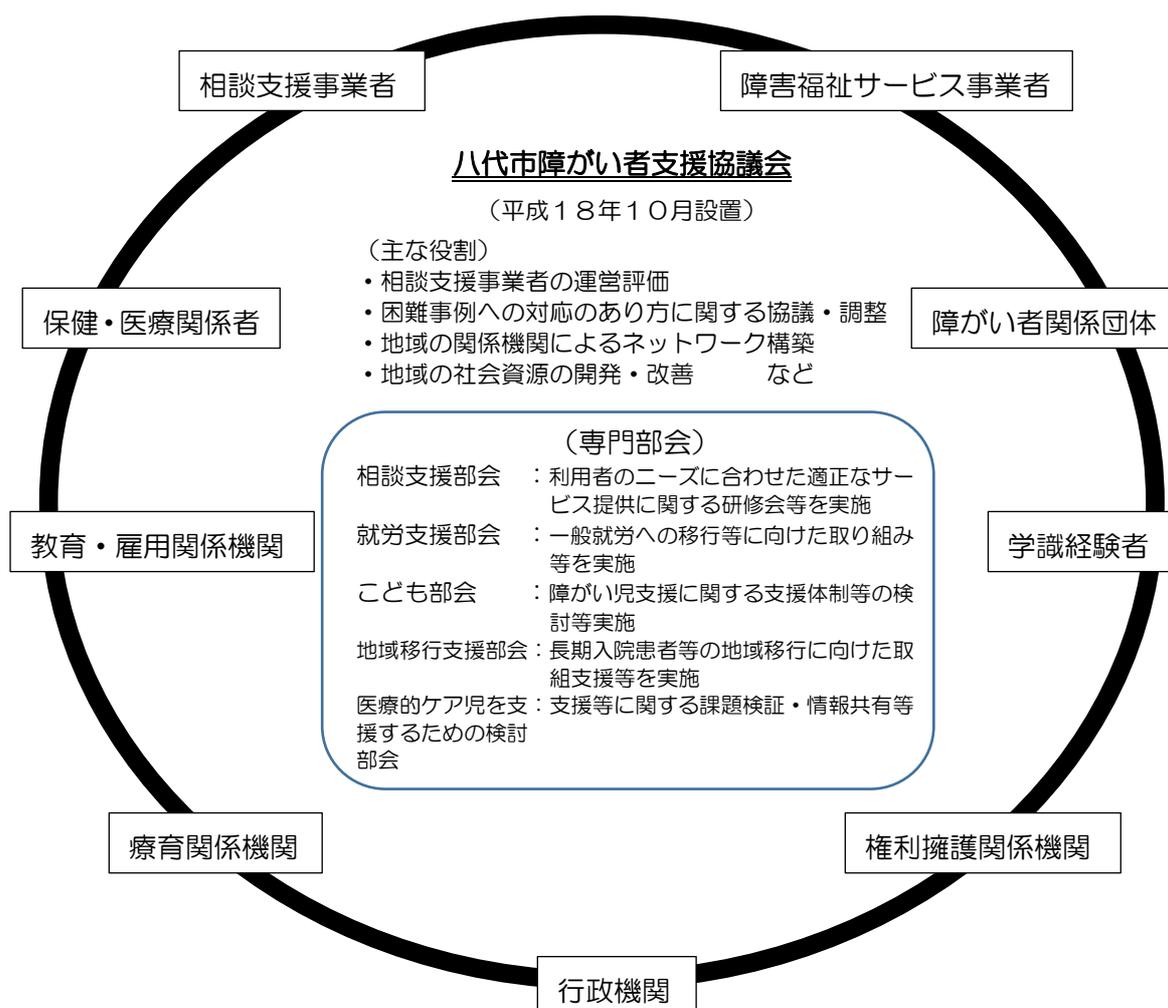
1 計画の推進体制

障がいのある人が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関の連携強化が重要となります。

そのため、本市では、障害者総合支援法第89条の3第1項に基づいて、八代市障がい者支援協議会を設置しています。協議会には、各専門部会を配置し、多様な関係機関との連携強化や障がい者施策に関する検討等を行なっています。

今後も、この協議会を地域におけるネットワークの中核と位置づけ、その機能を充実させるとともに、各専門部会の活動促進を図りながら、障がいのある人等のライフステージに応じた地域生活での支援機能を一層充実できるよう努めます。

■八代市障がい者支援協議会によるネットワークの構築



2 計画の進捗管理及び点検・評価

本計画を着実に推進していくため、関係機関はそれぞれ担当する施策の進捗状況を把握・点検し、事務局においては、それらの情報を取りまとめることで、計画全体の進捗状況について把握していきます。

また、本計画の推進にあたっては、多様な主体で構成される八代市障がい者計画等策定・評価委員会において、成果目標や障害福祉サービス等の見込量、サービスの質の確保等について計画どおり行われているかの点検と評価を行います。

なお、障害者総合支援法等の改正等により、計画の見直しが必要となった場合は、適宜内容等を見直します。

【計画の点検・評価（PDCAサイクル）】

